令和９・１０年度
石川町入札参加資格審査申請の手引き

令和８年１０月

福島県 石川町

石川町が発注する建設工事、測量等、物品購入・役務の提供、森林整備業務の契約をする際に行う、入札への参加を希望する方は、あらかじめ資格審査を受け、石川町の有資格業者名簿に登録されている必要があります。
令和９・１０年度執行の入札へ参加を希望される場合は、この手引きを熟読のうえ、希望する登録区分ごとに申請を行ってください。

【留意事項】
下記の入札については、原則として電子入札により実施します。電子入札に参加する場合、ＩＣカード(電子入札コアシステム対応）やＩＣカードリーダーを準備し、工事等請負有資格業者の名簿登載後 利用者登録を実施する必要があります。詳細は、石川町ホームページ内「電子入札ポータルサイト」 をご覧ください。
・設計金額が 200 万円を超える建設工事
・設計金額が 100 万円を超える測量、設計、調査及びコンサルタント等(建設コンサル)の業務委託

１ 資格要件

競争入札に参加を希望する方で、以下に掲げる各号のいずれにも該当していないこと。ただし、町長が特に必要と認める場合はこの限りでない。
（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７条の４の規定に該当する者。
（２）法令の規定により営業に関し許可、登録等を受けていることを必要とされている場合において、これを受けていない者。
（３）建設工事等の契約に関して、不正の行為をし又は正当な理由をなくして不完全な履行をし若しくは履行をしないため競争入札に係る入札参加資格の取消しの通知を受けた場合において、当該通知の日から２年を経過していない者。
（４）建設工事等の契約に関して保証をした者が故意にその義務を免れた場合において、その事実のあった日から２年を経過していない者。
（５）資格の審査に関する申請書その他の添付書類について、虚偽の事項を記載した者。
（６）別表の建設工事等種別欄に掲げる工事の別に応じ、審査基準日（競争入札に参加する者に必要な資格の審査の基準となる日をいう。以下同じ。）の直前１年の営業年度において完成工事高のない者。
（７）税を滞納している者(国税・地方税を含む)。
（８）建設工事の場合は、社会保険等(健康保険、厚生年金及び雇用保険)に加入していない者(ただし、 個人事業主等であって社会保険の適用除外となる者を除く)。

２ 申請の受付期間及び時間

（１）受付期間：令和８年１１月２日(月)から令和８年１１月３０日（月)まで
※ 土曜日、日曜日及び祝祭日は除きます
（２）システム受付時間：午前８時３０分から午後９時００分まで

３ 申請書提出方法

（１）提出方法：入札参加資格審査申請受付システムにより提出
(町ホームページからログイン可)

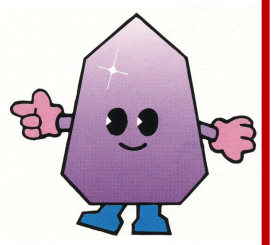
URL⇒https://www.e-cydeen-saas.sus.fwd.ne.jp/uketsukea/#/uketsuke/accepterTopMenu?id=0660060006E00620

※紙による申請・受付は行いません。

（２）担当窓口：石川町役場 総務課 財政係
TEL：０２４７－２６－２１１４　　FAX：0247-26-0360

オンライン申請に不安のある町内事業者を対象に、パソコン等を設置した申請会場を設けます。利用される方は下記により申し込みをしてください。
（原則、ご自身でパソコンを操作し、申請入力をしていただきます。操作が分からない場合は、職員がサポートします。）

日　　付：令和８年１１月　毎週水曜日（４日、１１日、１８日、２５日）
時　　間：午前９時～午後４時　　※昼休憩時間１２時～１３時は除く
会　　場：石川町役場２階　総務課
予約方法：財政係へ電話予約　【財政係℡：０２４７－２６－２１１４】
※1 希望する日付の前日までに予約をしてください。
※2 空き状況によっては対応ができない可能性もございます。
※3 申請に必要な添付書類等は**紙で出力して持参の上来庁**してください。



４ 資格の有効期間

令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで（２年間）

５ 審査基準日

（１）建設工事：経営事項審査申請を行う日の直前の営業年度終了日
（２）建設工事以外：令和８年７月１日

６ 受理通知等の送付

（１）申請内容に不備がない場合、申請受理通知メールを送信します。
（２）申請内容に不備がある場合、不備内容を記載した不受理通知メールを送信しますので、不備を修正の上、再度申請してください。不受理(差戻し)のままの場合、「工事等請負有資格業者名簿」に登録されませんのでご注意ください。

７ 名簿の登録及び公表

（１）申請受付後、令和９年３月末までに審査を行います。申請から審査結果の通知まで時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。また、資格審査の

結果通知については、「６ 受理通知等の送付」による申請受理通知メール又は不受理通知メールのみとし、紙面での通知は行いません。受理となった場合、「工事等請負有資格業者名簿」に登録されます。

（２）「工事等請負有資格業者名簿」には、業者選定等の資料とするため、住所、商号又は名称、代表者役職氏名、電話番号及びその他必要な事項を登録します。

（３）「工事等請負有資格業者名簿」は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第７条第１項の規定に基づき、登録内容の一部又は全部を町ホームページにて公表しますので、 あらかじめご了承ください。

８ システム操作について

町ホームページ掲載の「操作の手引き」をご確認ください。

９ 添付様式

町ホームページから必要な様式をダウンロードしてお使いください。

※原則町様式での提出としますが、同様の内容が確認できる場合、他自治体の様式も可とします。

１０ 留意事項 ※必ず確認してください。

（１）申請内容に虚偽の記載がある場合には、入札参加資格を取消すなど厳正に対処します。

（２）各証明書は、それぞれの発行官公署において定めた様式とし、証明年月日は、申請書提出時の直前３か月以内のものを使用してください。

（３）受理通知やパスワード再設定等のメールは、申請画面の「申請者情報」で登録したメールアドレス宛に送信します。個人アドレスの場合、担当者が変更となった場合等にアドレスが不明になる恐れがありますので、できる限り共有アドレスの登録をお願いします。

※受理通知メール送信先は複数登録できます。手順は操作マニュアルを参照してください。

（４）申請受理後、申請内容の修正はできませんので、特に希望工種(業種)や営業品目の選択等入力内容を十分に確認の上、申請してください。

（５）システムでは、外字や機種依存文字等の登録ができないため、常用漢字で入力してください。また、ローマ数字の場合、算用数字を使用してください。

【入力例】

「髙橋 → 高橋」　　「アパートII → アパート２」　　など

※提出書類は、登記簿等にならって外字等を使用して作成してください。

（６）名簿に登録後、申請内容に変更が生じた場合、速やかにシステムで変更申請を行ってください。変更申請の方法については、「１３入札参加資格審査申請事項の変更」をご確認ください。

１１ 資格審査申請を受付ける業種

（1）建設工事

下記対応表のとおり１８種別とします。この工事種別の中から登録を希望する種別をシステム内で選定してください。

なお、以下の表により対応する建設業許可業種を有し、かつ審査基準日の直前決算において、完成工事高があることが要件となります。

建設業許可業種対応表

番号	工事種別	対応する建設業許可業種
1	一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、解体工事業
2	舗装工事	舗装工事業
3	建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、防水工事業、内装仕上工事業、ガラス工事業、建具工事業、鉄筋工事業、板金工事業、解体工事業
4	電気設備工事	電気工事業、消防施設工事業
5	暖冷房衛生設備工事	管工事業、熱絶縁工事業、消防施設工事業
6	鋼橋上部工事	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
7	ＰＣ橋上部工事	土木工事業、とび・土工工事業
8	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
9	塗装工事	塗装工事業
１０	法面処理工事	土木工事業、とび・土工工事業
１１	上・下水道工事	水道施設工事業、土木工事業
１２	清掃施設工事	清掃施設工事業
１３	消雪工事	管工事業、さく井工事業
１４	機械設備工事	機械器具設置工事業、鋼構造物工事業
１５	通信設備工事	電気通信工事業
１６	造園工事	造園工事業
１７	さく井工事	さく井工事業
１８	グラウト工事	土木工事業、とび・土工工事業

経営事項審査の完成工事高を入札参加申込の工事種別毎に組み替えする場合は、次の表により工事１件毎にその内容を吟味して振り分けていくこととなります。

工事種別（１８種） 経審業種（２９種）	一般土木工事	舗装工事	建築工事	電気設備工事	暖冷房衛生設備工事	鋼橋上部工事	ＰＣ橋上部工事	しゅんせつ工事	塗装工事	法面処理工事	上・下水道工事	清掃施設工事	消雪工事	機械設備工事	通信設備工事	造園工事	さく井工事	グラウト工事
土木一式工事	○						②			○	○							○
建築一式工事			○															
大工工事			○															
左官工事			○															
とび・土工・コンクリート工事	○		○			○	○			③								○
石工事	○		○															
屋根工事			○															
電気工事				○														
管工事					○								○					
タイル・れんが・ブロック工事	○		○															
鋼構造物工事	○		○			①								○				
鉄筋工事	○		○															
舗装工事		○																
しゅんせつ工事								○										
板金工事			○															
ガラス工事			○															
塗装工事									○									
防水工事			○															
内装仕上工事			○															
機械器具設置工事														○				
熱絶縁工事					○													
電気通信工事															○			
造園工事																○		
さく井工事													○				○	
建具工事			○															
水道施設工事											○							
消防施設工事				○	○													
清掃施設工事												○						
解体工事	○		○															

①：経営事項審査において「鋼橋上部」として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。
②：経営事項審査において「プレストレスとコンクリート」として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。
③：経営事項審査において＠法面処理として内書きされている完成工事高を限度として計上できます。

（２）測量等

下記種別表のとおり５種別とします。この業務種別の中から登録を希望する種別を選定して申請してください。

なお、下記の申請の要件を満たし、かつ審査基準日の直前営業年度において、当該業種に関する業務取扱高があることが必要となります。

測量等（測量・調査・設計）の申込種別表

業務種別	業　務　内　容	申　請　の　要　件
地上測量	測量一般、地図の調整	測量業の登録があること
航空測量	航空機による測量、地図の調整	測量業の登録があること
調　　査	不動産鑑定	不動産鑑定の登録があること
	地質調査	なし
	補償コンサルタント	
	建設コンサルタント （土木工事に関する設計図書の作成を含まない部門）	
土木設計	土木に関する工事の設計又は監理 建設コンサルタント （土木工事に関する設計図書の作成を含む部門）	なし
建築設計	建築に関する工事の設計又は監理 建築士事務所	建築士事務所の登録があること

（3）物品・役務

下記種別表のとおりの種別とします。この業務種別の中から登録を希望する種別を選定して申請してください。

◆物品の製造・販売

No.	業務種別
1	衣服・その他繊維製品類
2	ゴム･皮革･プラスチック製品類
3	窯業･土石製品類
4	非鉄金属･金属製品類
5	フォーム印刷
6	その他印刷類
7	図書類
8	電子出版物類
9	紙･紙加工品類
１０	車両類
１１	その他輸送･搬送機械器具類
１２	船舶類
１３	燃料類
１４	家具･什器類
１５	一般･産業用機器類
１６	電気･通信用機器類
１７	電子計算機類
１８	精密機器類
１９	医療用機器類
２０	事務用機器類
２１	その他機器類
２２	医薬品･医療用品
２３	事務用品類
２４	土木･建設･建築材料
２５	造幣･印刷事業用原材料類
２６	造幣事業用金属工芸品類
２７	警察用装備品類
２８	防衛用装備品類
２９	その他

◆役務の提供

No.	業務種別
1	広告･宣伝
2	写真･製図
3	調査･研究
4	情報処理
5	翻訳･通訳･速記
6	ソフトウェア開発
7	会場等の借り上げ
8	賃貸借
9	建物管理等各種保守管理
１０	運送
１１	車両整備
１２	船舶整備
１３	電子出版
１４	防衛用装備品類の整備
１５	森林整備-造林業務
１６	森林整備-保育業務
１７	森林整備-間伐業務
１８	森林整備-主伐業務
１９	森林整備-その他森林整備業務
２０	森林整備-その他

◆物品の買付

No.	業務種別
1	立木竹
2	その他

※役務の提供で業種登録を希望する事業者で、上記の種別に該当するものがない場合は恐れ入りますが物品の製造・販売の区分における「その他」を選定し申請してください。

１２ 必要書類一覧

（１）建設工事

No	提出内容	様式	記入上の注意	
1	工事経歴書 （県内業者用・県外業者用）	第１号	①金額は税抜きとし、千円単位で記載すること。 ②経営事項審査の完成工事高の選択（2 年平均又は 3 年平均）にあわせ、審査基準日の直前 2 年又は 3 年の各営業年度における完成工事について記入すること。 ③希望する工事種別ごと（１８種別）に区分し、別葉に作成すること。 ④記載する工事は、完成工事高の７割程度を１件ごとに記載し、残りは「その他」としてまとめてよい。 ⑤下請工事の発注者名は、元請業者名とし、工事名は下請工事名とすること。 ⑥請負代金の額は、最終請負契約額を記入すること。 ⑦共同企業体として請け負った工事は、出資割合で按分したものを記載すること。この場合、全体請負額を括弧書きすること。	必須
2	完成工事高集計表	第１号	①各営業年度の工事経歴書から、工事種別毎に完成工事高、元請完成工事高などを転記すること。 ②経営事項審査の完成工事高の選択（２年平均又は３年平均）に合わせて記入すること。 ③平均完成工事高欄は、各決算期の金額を縦に集計して算出するものとする。なお、千円未満の端数については、切り捨てとする。（端数処理により各決算期の横の計算が合わなくても良いものとする。）	必須
3	技術者経歴書	第２号	申請する工事(業務)種別ごとに作成すること。	必須
4	委任状兼使用印鑑届	第３号 その１	委任先を設けない場合は不要。 委任期間は「令和９年４月１日～令和１１年３月３１日」。	
~~5~~	~~社会保険加入状況申告書~~　→　不要	~~第４号~~	~~経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により社会保険に加入していることが確認できない場合提出。~~	2026/10/30 修正
6	建設業許可証明書		申請日時点で有効なものを提出。	必須
7	経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書		①総合評定値（P）が０点の工種の申請は受付不可。 ②完成工事高（２年平均又は３年平均）が０の工種は受付不可。 ③結果通知書は申請日時点で有効なものを提出すること。	必須

			④申請書提出後においても有効期間が審査基準日から１年７か月のため、定期的に審査を受け内容の変更及び通知書を添付すること。	
8	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。	必須
9	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。	必須
１０	町税の納税証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。　　※石川町より課税されていない場合は不要	

（２）測量等

No	提出内容	様式	記入上の注意	
1	登録証明書等の写し		申請日時点で有効なものを提出。 ※申請業種に関する登録等を受けていない場合は不要	
2	業務経歴書	第５号	①金額は税抜きとする。 ②希望する業種ごとに別葉で作成すること。 ③直前２年の完成業務高を記入すること。	必須
3	技術者経歴書	第６号	申請する業種ごとに作成すること。	必須
4	委任状兼使用印鑑届	第３号 その２	委任先を設けない場合は不要。 委任期間は「令和９年４月１日～令和１１年３月３１日」。	
5	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。	必須
6	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。	必須
7	町税の証明書又は写し		申請日より遡って3か月以内に発行されたものを提出。　　※石川町より課税されていない場合は不要	
8	登記事項証明書・身分証明書		申請日よりさかのぼって3か月以内に発行されたものを提出。 （法人）登記事項証明書 （個人）代表者本籍地市町村で発行された身分証明書	必須

（３）物品（製造・販売・修繕）・役務の提供

No	提出内容	様式	記入上の注意	
１	登記事項証明書・身分証明書		申請日よりさかのぼって３か月以内に発行されたものを提出。 （法人）登記事項証明書 （個人）代表者本籍地市町村で発行された身分証明書	必須
２	財務諸表・青色申告決算書		財務諸表に、貸借対照表、損益計算書及び消費税の会計処理について確認できる個別注記表等（損益計算書への注記でも可）が含まれていること。	必須
３	業務経歴書	第７号	①希望する工事（業務）種別ごとに別葉で作成すること。 ②年度毎に別葉で作成すること。 ③直前２年の完成業務高を記入すること。	必須
４	委任状兼使用印鑑届	第３号 その３	委任先を設けない場合は不要。 委任期間は「令和９年４月１日～令和１１年３月３１日」。	
５	使用印鑑届	第８号	申請者が実際に契約書・入札書等に使用する印鑑を押印すること。	必須
６	法人（個人）県民税・事業税及び自動車税の納税証明書又は写し		申請日より遡って３か月以内に発行されたものを提出。	必須
７	消費税及び地方消費税の納税証明書又は写し		申請日より遡って３か月以内に発行されたものを提出。	必須
８	町税の証明書又は写し		申請日より遡って３か月以内に発行されたものを提出。　※石川町より課税されていない場合は不要	
９	印刷設備状況一覧表	第９号	希望業務種別がその他印刷類の登録の場合は必須	
１０	誓約書	第１０号		必須
１１	役員等に関する調書	第１１号	個人の場合は身分証明書に記載されている本人、法人の場合は登記事項証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員（協同組合等の場合は理事）を記入すること。	必須
１２	法人番号が確認できる書類		法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索、表示した画面のコピーを添付すること	必須

１３ 入札参加資格審査申請事項の変更

申請書提出後、下記の事項について変更が生じた場合は、下記の表を参考に申告受付システムにより変更申請をしてください。必要書類は画像データファイル（ＰＤＦ）で添付してください。

入札参加資格審査申請事項変更届添付書類一覧表

変更事項	添付書類	
	建設工事	建設工事以外
商号又は名称	①商業登記簿謄本の写し（法人の場合） ②委任状兼使用印鑑届（営業所等に委任をしている場合） ③使用印鑑届【物品・役務の提供のみ】	
所在地 (1)本社の場合 (2)委任をしている営業所の場合	①商業登記簿謄本の写し（法人の場合、支店登記がある場合） ②委任状兼使用印鑑届（営業所等に委任をしている場合） ③使用印鑑届【物品・役務の提供のみ】	
代表者	①商業登記簿謄本の写し（支店登記がある場合） ②委任状兼使用印鑑届（営業所等に委任をしている場合） ③使用印鑑届【物品・役務の提供のみ】	
内部受任者氏名	委任状兼使用印鑑届	
内部受任者職名	委任状兼使用印鑑届	
電話番号及びFAX番号	なし	
経営規模等評価結果通知書総合評定値通知書	経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書の写し	
建設業許可の更新(変更の内更新も含む)、廃業、業種追加、一般・特定の区分変更	許可通知書又は登録通知書の写し 注）変更は前後の許可内容を記載して下さい。 注）変更がなく更新のみの場合は許可通知書又は登録通知書のみを提出	
建設コンサルタント登録部門の変更、補償コンサルタント、地質調査業、不動産鑑定の新規登録		登録または抹消を証する書類の写し 登録を証する書類の写し
組織変更 (1)法人組織化（経営の同一性を失わない場合のみ） (2)その他組織変更	商業登記簿謄本の写し（法人の場合） 株主調書 許可（登録）通知書又は証明書の写し	
廃業（資格の要件たる許可・登録の失効を含む）	廃業届等の写し	

委任先の変更	委任状兼使用印鑑届	
新規委任	委任状兼使用印鑑届	
合併、会社分割等	組織変更と同じ書類等	
会社更生手続開始 民事再生手続き開始	開始決定書の写し 商業登記簿謄本の写し	
ISO（9001・14001）の登録	登録・変更がある場合は登録証の写し	
営業所の専任技術者変更	専任技術者証明書の写し県内に本店・営業所を置く事業者のみ提出すること。	
使用印鑑の変更	①委任状兼使用印鑑届（営業所等に委任をしている場合） ②使用印鑑届【物品・役務の提供のみ】	